

所得税の確定申告町民税申告 相談は『3月16日』までだ

平成20年分の所得税確定申告と納税及び、平成21年度町民税申告相談は、3月16日までです。

必ず期限内にすまされるようお願いいたします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、無申告加算税や過少申告加算税がかかる場合がありますのでご注意ください。

▼会場 上三川町役場 3階大会議室

▼受付時間 〓

【午前の部】午前8時45分～11時

【午後の部】午後1時～4時

●延納制度があります

確定申告をして納めることになった所得税を一度に納められない時などは、税額の2分の1以上を3月16日までに納め、残りの税額を6月1日までに納める「延納制度」があります。

ただし、延納期間中は、利子税が課せられます。

●振替納税制度のご利用を

所得税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税を希望される人は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

▼問い合わせ先 〓

税務課 住民税係 ☎9122

宇都宮税務署 ☎028(621)2151

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

●縦覧

納税義務者は、自己所有以外の土地又は家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで（4月30日） 午前8時30分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者（代理人又は納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番）地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者（代理人又は納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで		
縦覧に必要なもの	・納税通知書又は課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほか、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

●閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）		
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲	
	①固定資産の所有	所有している固定資産	
	②土地を有償で借りている	借りている土地	
	③家屋を有償で借りている	借りている家屋及びその敷地である土地	
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産	
閲覧に必要なもの	・納税通知書又は課税明細書 ・運転免許証など本人と確認できるもの ・印かん ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ※代理人は上記のほか、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		
閲覧手数料	1回につき200円（ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）		

※閲覧・縦覧の場所は共に税務課窓口となります。

▼問い合わせ先=税務課 資産税係 ☎9123

町税等の納付は

簡単便利な口座振替で

らくらく その1

納税のために金融機関へ出向く必要がない

らくらく その2

現金を持たずに納税できるので安心です

らくらく その3

納税の記録が通帳等に残ります

■手続きは簡単です

口座振替は、役場や金融機関へお出かけになる手間や納め忘れを解消します。

手続きは、役場税務課又はあなたの預貯金口座のある金融機関及び郵便局窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みください。一度申し込みされますと、廃止届、変更届が出されるまで毎年継続されます。

なお、引き落としは、申し込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めにお申し込みください。

■振替できる町税等

町県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

▼取扱金融機関

- ・足利銀行全店
- ・栃木銀行全店
- ・足利小山信用金庫全店
- ・宇都宮農業協同組合本所、支所

ゆうちよ銀行・郵便局

▼問い合わせ先

税務課 納税係

☎9121

軽自動車税の『コンビニ収納』

平成20年度から軽自動車税がこれまでの金融機関等窓口に加え、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）でも納付できるようになりました。金融機関の窓口終了後も、全国のコンビニ（営業時間内であれば土日や夜間等も可）で納めることができます。（取り扱いコンビニ店は次のとおりです。）

■納付方法

コンビニ専用のバーコードが印字された納付書をレジカウンターにお持ちいただき、現金にて納付してください。

■取扱コンビニ店

イーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※バーコードが印字された納付書でも、従来どおり次の金融機関等でお取り扱いしています。

■取扱金融機関

- ・足利銀行全店
- ・栃木銀行全店
- ・足利小山信用金庫全店
- ・宇都宮農業協同組合本所、支所
- ・ゆうちよ銀行・郵便局

■ご注意ください

以下の納付書では、コンビニで納付できませんので、金融機関等の窓口にて納付してください。

- ・バーコードがない又はバーコードが読み取れないもの
 - ・納期限が過ぎたもの
 - ・金額が訂正されたもの
- コンビニでは納税通知書の発行はできません。コンビニで納付いただいた場合、町で納税の納付の確認ができるまで1週間から2週間程度かかる場合があります。

コンビニで納付後1週間から2週間以内に、紛失などにより納税証明書の申請をされる場合には、領収書をご持参ください。

▼問い合わせ先

税務課 納税係 ☎9121

